旭川市告示第3１6号

本市の徴収金に係る次の書類について送達することが困難なため、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年６月２２日

旭川市長　今　津　寛　介

１　書類の通知年月日及び通知書番号

別紙のとおり

２　書類の交付場所

旭川市福祉安心部介護保険課

３　納付場所

旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）、旭川市収納代理金融機関及び旭川市役所（各支所及び出張所を含む。）

４　送達を受けるべき者

別紙のとおり

５　指定期限

令和８年６月３０日

別紙

公示送達リスト

通知年月日	通知書番号	氏　　名	賦課年度
R8.5.19	0003187770	竹下　昌良	R8